

壬生町道路占用条例新旧対照表

現行				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1	440	第1種電柱	1本につき1	510	
	第2種電柱	年	680	第2種電柱	年	790	
	第3種電柱		920	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱		400	第1種電話柱		460	
	第2種電話柱		630	第2種電話柱		730	
	第3種電話柱		870	第3種電話柱		1,000	
	その他の柱類		40	その他の柱類		46	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類		2	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	390	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	240	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	790	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	

	郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>330</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>1,700</u>
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>790</u>
法第32 条第1項	外径が0.07m未 満のもの	長さ1メート ルにつき1年	<u>17</u>
第2号に 掲げる物 件	外径が0.07m以 上0.1m未満のも の		<u>24</u>
	外径が0.1m以上 0.15m未満のも の		<u>36</u>
	外径が0.15m以 上0.2m未満のも の		<u>47</u>
	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの		<u>95</u>
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの		<u>170</u>

	郵便差出箱及び信書 便差出箱		<u>380</u>
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	<u>1,900</u>
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	<u>910</u>
法第32 条第1項	外径が0.07m未 満のもの	長さ1メート ルにつき1年	<u>19</u>
第2号に 掲げる物 件	外径が0.07m以 上0.1m未満のも の		<u>27</u>
	外径が0.1m以上 0.15m未満のも の		<u>41</u>
	外径が0.15m以 上0.2m未満のも の		<u>55</u>
	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの		<u>82</u>
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの		<u>190</u>

	外径が0.7m以上 1m未満のもの			240
	外径が1m以上のもの			470
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		790
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路		870
		地下に設ける通路		520
		その他のもの		790
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日 占用面積1平方メートルにつき1月	

	外径が0.7m以上 1m未満のもの			270
	外径が1m以上のもの			550
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		910
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路		930
		地下に設ける通路		560
		その他のもの		910
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日 占用面積1平方メートルにつき1月	

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	170
	もの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,700
	標識		1本につき1年	630
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	17
	の	その他のもの	1本につき1月	170
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17
	の	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
	もの	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		1本につき1年	730
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	19
	の	その他のもの	1本につき1月	190
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19
	の	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700
		その他のもの		870
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	790
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	170
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				79
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
		その他のもの		930
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	910
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	190
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				91
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額

	の地下 を除く 。)に 設ける もの	階数が2の もの 階数が3以 上のもの	Aに0.08 を乗じて得た 額		の地下 を除く 。)に 設ける もの	階数が2の もの 階数が3以 上のもの	Aに0.08 を乗じて得た 額
		その他のもの	Aに0.03 4を乗じて得 た額			その他のもの	Aに0.03 3を乗じて得 た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの		Aに0.01 7を乗じて得 た額	令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物 その他のもの		Aに0.01 6を乗じて得 た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの		Aに0.01 2を乗じて得 た額	令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物 その他のもの		Aに0.01 2を乗じて得 た額
令第7条 第11号 に掲げる	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.01 7を乗じて得 た額	令第7条 第11号 に掲げる	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.01 6を乗じて得 た額

応急仮設 建築物	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路（ 高架のものに限る。 ）の路面下に設ける もの
	上空に設けるもの
	その他のもの

備考 (略)

Aに0.02 4を乗じて得 た額
Aに0.03 4を乗じて得 た額
Aに0.03 4を乗じて得 た額
Aに0.01 7を乗じて得 た額
Aに0.02 4を乗じて得 た額
Aに0.03 4を乗じて得 た額

応急仮設 建築物	上空に設けるもの
	その他のもの
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路（ 高架のものに限る。 ）の路面下に設ける もの
	上空に設けるもの
	その他のもの

備考 (略)

Aに0.02 3を乗じて得 た額
Aに0.03 3を乗じて得 た額
Aに0.03 3を乗じて得 た額
Aに0.01 6を乗じて得 た額
Aに0.02 3を乗じて得 た額
Aに0.03 3を乗じて得 た額